

第3章

ひとづくりへの挑戦

学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち

第1節

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる…………… 102

施策 26 幼児教育・保育の充実…………… 102

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 幼児教育・保育の充実 | (2) 子育て支援体制の充実 |
| (3) 幼稚園給食の実施検討と食育の推進 | (4) 認定こども園の推進 |
| (5) 関係機関・保護者・地域等の連携 | |

施策 27 義務教育の充実…………… 104

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 基礎学力の向上 | (2) 体験活動の推進 |
| (3) 道德教育の推進 | (4) 人権学習の充実 |
| (5) 特別支援教育の充実・推進 | (6) 国際理解教育の推進 |
| (7) 情報教育の推進 | (8) 教育相談・進路指導の充実 |
| (9) キャリア教育の展開 | (10) 読書活動の推進 |
| (11) 学校給食の充実 | (12) 学校施設整備の計画的な実施 |
| (13) 関係機関・保護者・地域等の連携 | (14) 学校の適正規模及び適正配置の検討 |

施策 28 青少年の健全な育成…………… 108

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 青少年健全育成事業の推進 | (2) 放課後児童健全育成事業の推進 |
|------------------|--------------------|

第2節

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる…………… 110

施策 29 生涯学習の推進…………… 110

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 生涯学習体制の充実 | (2) 生涯学習事業の充実 |
| (3) 図書館事業の充実 | (4) 生涯学習施設の整備 |

施策 30 スポーツ・レクリエーション活動の推進…………… 112

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) スポーツ施設の整備 | (2) 既存施設の維持管理 |
| (3) スポーツ・レクリエーションの普及推進 | (4) スポーツクラブ21の支援 |
| (5) 関係団体との連携 | (6) スポーツツーリズム事業の推進 |

第3節

歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる……………114

施策31 歴史文化遺産の保全と活用……………114

- (1) 歴史文化遺産の再発見
- (2) 文化財の保存
- (3) 文化財を活用したまちづくり
- (4) 歴史資料館の活用と整備
- (5) 歴史的町並みの保全

施策32 芸術文化活動の振興……………116

- (1) 地域文化の継承
- (2) 文化・芸術公演事業の実施
- (3) 地域文化の展開

第4節

互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる……………118

施策33 人権教育・啓発の推進……………118

- (1) 人権文化をすすめる市民運動の展開
- (2) 学習活動の推進
- (3) 指導者の育成
- (4) 教育集会所・隣保館活動の充実

施策34 男女共同参画社会の形成……………120

- (1) 男女共同参画社会の形成
- (2) 女性参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 女性が活躍できる社会づくり

第1節

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

施策26 幼児教育・保育の充実

基本方針

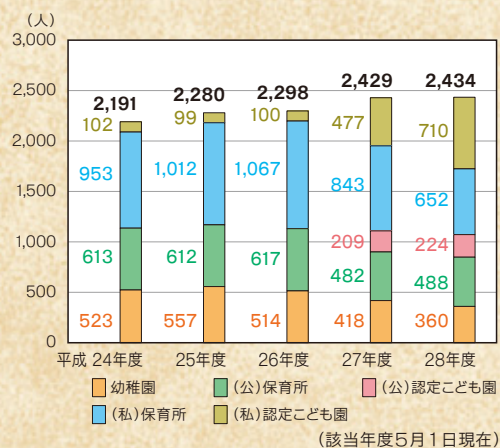
就学前の子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、教育・保育内容や子育て支援体制の充実を図ります。

実施状況と課題

- 核家族化、保護者の就労などの理由により、幼稚園への入園が減少し、保育所・認定こども園への入園が増加しています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園を一体的に捉え、継続的な小学校との交流体制づくりを進める必要があります。
- 幼稚園児の減少が顕著な地域では、一人ひとりにきめ細かい対応ができて一方、望ましい規模の集団教育が難しい状況です。
- 子育て全般や虐待・療育など相談内容が多岐にわたり、より幅広い専門機関との連携が必要です。
- 幼児教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の職員交流研修を実施しており、今後も継続して職員研修を行っていく必要があります。

関連図表

【園児数の推移】



施策の内容

(1) 幼児教育・保育の充実……………担当課：子育て支援課、こども園推進課、教育総務課、学校教育課

- 幼児教育・保育の充実のため、望ましい規模の集団形成と同年齢・異年齢及び地域の様々な人との関わりにより教育効果の向上を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の職員交流研修の実施や教育・保育カリキュラム及び小学校との接続期カリキュラムを策定することで、就学前の子どものより良い成長につなげます。
- 様々な体験活動を通し、就学前の子どもの心身の調和がとれた発達を助長し、個性や能力の伸長を図ります。
- 職員の資質・専門性の向上を図り、幼児教育・保育を更に充実させます。
- 園児の障害の状況に応じ加配教員を配置し個別指導を行い、幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。

(2) 子育て支援体制の充実……………担当課：子育て支援課、学校教育課

- 子育て相談や食育指導を通して家庭での生活習慣を見直す機会を提供し、家庭と共に基本的な生活習慣の確立を図ります。
- 未就園児のいる家庭に対し、子育て相談や未就園児保育の機会を設け、遊び場及び保護者同士の交流の場などを提供し、子育て支援体制の充実を図ります。

(3) 幼稚園給食の実施検討と食育の推進……………担当課：教育総務課

○学校給食の総合的な整備計画に併せ、たつの市幼稚園・保育所再編計画との整合を図りながら、全幼稚園への給食提供を検討し、幼児期からの適正な食習慣を身につけられるよう、食育の推進を図ります。

(4) 認定こども園の推進……………担当課：こども園推進課

○たつの市幼稚園・保育所再編計画に基づき、就学前の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園を整備し、公私立認定こども園の教育・保育の充実を図ります。

(5) 関係機関・保護者・地域等の連携……………担当課：子育て支援課、学校教育課

○保護者や地域の人々と共に活動する機会を積極的に増やし、関係機関等との連携を密にしながら幼児教育及び就学前の子どもの豊かな体験活動を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・就学前の子どもに関する子育て支援制度を積極的に活用しましょう。 ・地域の力を生かした子育て支援を進めましょう。	・家庭や地域との連携を図り、子育て支援に協力しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
地域子育て拠点事業の年間利用者数	人	48,834	49,000
平成 33 年度目標値の設定理由	計画の目標値を参考に設定		
幼保こども園交流研修の年間参加率	%	89.4	100.0
平成 33 年度目標値の設定理由	常勤職員の全員参加を目標に設定		

関連する計画

計画名 たつの市子ども・子育て支援事業計画

▶ 期間 H27～H31

計画名 たつの市幼稚園・保育所再編計画

▶ 期間 H27～H32



■認定こども園での遊び

第1節

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

施策27 義務教育の充実

基本方針

児童・生徒の実態に即した指導により、幅広い知識と柔軟な思考に基づく創造力を培い、学力の向上と豊かな心を育むとともに、安全で快適な学校環境の整備を推進します。

実施状況と課題

- 小・中学校では、児童・生徒の実態に応じ、少人数授業推進教員、支援員の配置等、きめ細かな教育を行い、指導体制の充実を図っています。
- 小学校から中学校への連携期において、継続性のある指導が行えるよう小・中学生の交流活動を積極的に進めています。
- 地域と連携を図り、発達の段階に応じた体系的な体験活動を推進することで、ふるさとに愛着を持てるよう事業を展開しています。
- グローバル化が進展する社会の動向を捉え、異なる文化や価値観を理解するため国際理解教育を推進しています。
- 異なる文化や価値観を理解するためには、ふるさとの歴史や伝統文化などを尊重し、ふるさとを愛するところを養うことが大切です。
- 不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、人的な配置を強化するとともに、スクールソーシャルワーカー⁵²等、専門知識を持つ者を配置し、関係機関との連携を更に強化する必要があります。
- 児童・生徒の学力と家庭での学習習慣・生活習慣との間に相関関係がみられることから、より一層家庭教育との連携を図り、「確かな学力」の確立につなげる必要があります。
- 相談の内容が子育て相談のみならず、家庭生活など多岐にわたるため、より幅広い専門機関との連携が必要です。
- 安全で安心な教育環境を確保するため、最優先で学校施設の耐震化を実施している一方、施設の老朽化が進み、その対策が求められています。
- 今後更に少子化の進展が予測される状況において、将来の児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、学校の適正な規模及び配置について検討を進める必要があります。

関連図表

【市立小中学校の児童生徒の推移】



■中央学校給食センター



■異文化体験推進事業

⁵² スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家で、原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの有資格者、教員ＯＢ

施策の内容

(1) 基礎学力の向上 担当課：学校教育課

- 「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、児童・生徒の基礎学力の定着状況や生活実態を把握し、学校における指導体制や指導方法を工夫改善し、「確かな学力」の確立を通して児童・生徒の「生きる力」を育みます。
- 少人数指導や複数指導など「きめ細かな教育推進事業」や小学校5・6年生における兵庫型教科担任制⁵³等を通じ「確かな学力」の確立に取り組むとともに、「連携型小中一貫教育」による9年間を見通した効果的な指導を推進します。
- コンピュータや情報ネットワーク等のICT⁵⁴を活用する学習活動を通し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成します。

(2) 体験活動の推進 担当課：学校教育課

- 小学校4年生対象の「海に学ぶ体験学習事業」、小学校3・5年生対象の「小学校体験活動事業」、中学校2年生対象の「トライやる・ウィーク」をはじめ、「総合的な学習の時間」等を利用したボランティア体験・自然体験・社会体験活動を推進します。
- 体験活動の充実により、児童・生徒の自立心を培うとともに、「命を大切にすること」「ふるさとを愛すること」を育みます。

(3) 道徳教育の推進 担当課：学校教育課

- 「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤を育成します。
- 家庭や地域と連携を図り、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動について、発達の段階を考慮して体験的・実践的な活動を通じた学習を推進します。
- 小・中学校の「特別の教科 道徳」の全面実施を踏まえ、教職員の指導力の向上を図り、人づくりの基盤としての道徳性を養う道徳教育を推進します。

(4) 人権学習の充実 担当課：人権教育推進課

- 県が作成した研修資料や「新しい部落史に学ぶ授業の創造」を指導の基本として、学校訪問指導、人権作品の募集、教職員研修を実施し、児童・生徒の人権意識の確立や教職員の資質向上を図ります。
- 地域教材の掘り起こしを行うなど、地域に根ざした人権尊重の学校文化の構築を目指します。

(5) 特別支援教育の充実・推進 担当課：学校教育課

- 早期からの支援体制を整備し、関係機関や小学校との連携を図り、継続した支援体制の構築に努めます。
- 中学校での進路指導、高等学校への引き継ぎ等、支援体制の確立を推進します。
- 特別支援教育ネットワーク会議を中心に支援体制を整備し、インクルーシブ教育⁵⁵を推進します。
- 特別支援教育コーディネーター研修会や啓発研修会の実施により、教職員の資質を高めます。

⁵³ 兵庫型教科担任制：学力向上や小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた複数の教員が児童の指導に関わる兵庫県独自の指導形態

⁵⁴ ICT：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術（教育においてはコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などが含まれる。）

⁵⁵ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育



(6) 国際理解教育の推進 担当課：学校教育課

- 小学校の英語の教科化を踏まえ、教職員の英語力・指導力の向上を図ります。
- ALT（外国語指導助手）を配置し、児童・生徒の語学力の向上や外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際的視野に立って異文化を理解し、尊重する態度や共に生きていく態度を育成します。
- たつの市国際交流協会と積極的に連携を図り、グローバル化に対応した教育を推進します。
- ふるさとの歴史や伝統文化に触れる機会の充実を図るなど、ふるさとに関する教育を推進します。

(7) 情報教育の推進 担当課：教育総務課、学校教育課

- ICT（情報通信技術）を活用した教員の指導力向上及び情報モラル教育の充実を図り、児童・生徒の情報活用能力の向上を目指します。

(8) 教育相談・進路指導の充実 担当課：学校教育課

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者や子育ての悩みを抱えている保護者に対する教育相談を実施し、子育て支援体制の整備を図ります。
- 教育相談専門員・特別支援教育指導員及びスクールカウンセラー⁵⁶やスクールソーシャルワーカーを配置し、各種教育相談を実施し、子どもの発達・不登校・いじめ問題等に対応します。
- 高等学校の体験入学（オープンハイスクール）や説明会等への積極的な参加を促進し、生徒の個性や特性を生かし、目的を持った進路指導を行います。

(9) キャリア教育の展開 担当課：学校教育課

- 小・中それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育⁵⁷の充実に取り組みます。
- 資料・教材の開発や学習内容について、教員間の研修を深めます。

(10) 読書活動の推進 担当課：学校教育課

- 子どもたちの読書活動を推進するとともに、学校と市立図書館が更に連携を深め、子どもたちの読書への関心・意欲を高めます。
- 図書室の環境整備を通じ、魅力ある図書室づくりを行うことで「読書センター」・「学習センター」としての機能充実を図ります。

(11) 学校給食の充実 担当課：教育総務課

- 学校給食に地元産食材を「生きた教材」として取り入れ、地域の食文化や伝統食を理解し、日常生活における食事への正しい理解を養い、安全安心でおいしい給食の提供に努めます。
- 中央学校給食センターを核として、学校給食の充実を図るとともに、老朽化が進む新宮・御津の給食センターのあり方について検討を進めます。

(12) 学校施設整備の計画的な実施 担当課：施設課

- 安全で安心な教育環境を確保するため、定期的な施設の点検や維持管理を行うとともに、学校を取り巻く環境の変化を的確に捉え、トイレの洋式化などの質的整備を行います。
- 施設の長期間使用を図るため、長寿命化計画を策定し、その計画に基づき対策を実施します。

⁵⁶ スクールカウンセラー：いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理学やカウンセリング理論を身につけた専門家

⁵⁷ キャリア教育：子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育

(13) 関係機関・保護者・地域等の連携・・・・・・・・・・担当課：学校教育課
○保護者の学校教育への積極的な参画を促進し、地域の産業界等における人材やボランティア等の協力と参加を得て、豊かな体験活動を推進します。

(14) 学校の適正規模及び適正配置の検討・・・・・・・・・・担当課：教育総務課
○今後の児童・生徒数の推移を注視しながら、各学校の教育上の課題等を分析し、保護者や地域と共通理解を図りつつ、学校の適正規模及び適正配置について、より良い教育環境の整備を講じ、可能な限り市民サービスの低下を招かないことに配慮し、学校の統合を視野に入れた検討を進めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・学校教育に関する認識や理解を深め、学習活動に協力しましょう。 ・地域の力を生かした教育活動を進めましょう。 ・積極的に子どもと対話をしましょう。 ・地域と学校が連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守りましょう。	・子どもの職場体験学習の機会の提供など、教育活動に積極的に参加しましょう。 ・安全パトロールに取り組むなど、子どもたちの安全確保に協力しましょう。 ・安全で安心な食材を提供しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
中学校における不登校出現率	%	3.5	3.0
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて国の指標から設定		
イングリッシュチャレンジデーの年間参加希望人数	人	38	70
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値の倍増を目標に設定		
教員の ICT 活用率	%	70.0	90.0
平成 33 年度目標値の設定理由	国の目標値を基準に設定		

関連する計画

計画名 教育大綱

期 間 H29 ～

計画名 たつの市教育振興基本計画

期 間 H29 ～



■ ICT 教育

第1節

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

施策28 青少年の健全な育成

基本方針

地域・学校・家庭などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、健全育成に努めます。

実施状況と課題

- 青少年健全育成協議会、PTAや関係機関と連携し、青少年が心身共に健全に育つ環境づくりに努めています。
- インターネットやスマートフォンの普及など、青少年を取り巻く環境の目まぐるしい変化に対応し、有害な情報やネットトラブルから青少年を守る環境づくりが必要です。
- 風あげ祭りやかるたとり大会などの青少年参加型事業においては、参加者が固定化傾向にあるため、それらを解消する事業展開が必要です。
- 放課後児童クラブは、対象学年の拡大や最低開設人員の緩和により多くの児童を受け入れ児童の健全育成に努めています。
- 放課後児童クラブの入会者が4人に満たない未開設地域への対応、個別に支援が必要な児童の受け入れ態勢、対象児童の拡大による多様な児童への対応が課題です。



■御津第1放課後児童クラブ

施策の内容

(1) 青少年健全育成事業の推進 担当課：社会教育課

- 青少年健全育成協議会、PTAや関係機関と連携を深め、青少年の成長に望ましい環境を確保するため、講習会・研修会を行い、街頭での補導やパトロール活動を推進します。
- 子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促します。
- 科学実験・科学講習会などを通じて、次世代を担う子どもたちの創造的な発想や理解力を養います。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進 担当課：社会教育課

- 放課後児童クラブは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた適正な運営を行います。
- 全職員を順次、放課後児童支援員認定資格研修に派遣し、有資格者による保育を実施し、保育の質の向上に努めます。
- 放課後子ども教室⁵⁸、こども未来応援塾⁵⁹をモデル地区において開設し、児童の健全育成及び学力定着に努めます。

⁵⁸ 放課後子ども教室：すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後に学習や様々な体験、交流活動、スポーツ、文化活動等の機会を提供する取組

⁵⁹ こども未来応援塾：希望する児童を対象に地域ボランティア等の協力を得て、学習習慣や基礎学力の定着を目指す取組

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域において、子どもたちと話し合う機会を増やしましょう。	・青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を維持		



■童謡の里かるたとり大会



■たつのサマーアウトドア in おおなり

第2節 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

施策 29 生涯学習の推進

基本方針

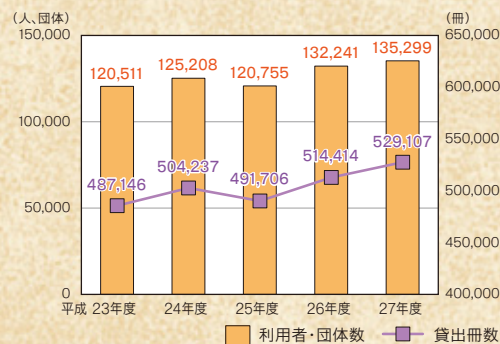
多様化する市民のニーズや学習意識の高まりに対応するため、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進します。

実施状況と課題

- 公民館を拠点として各種講座や行事を開催していますが、参加者層の高齢化、固定化がみられるため、学習内容の更なる工夫や充実を図り、幅広い層の利用を促進していく必要があります。
- 図書館は、利用者の高齢化が進んでいるため、あらゆる年齢層に対応できるような事業を展開し、情報発信していく必要があります。

関連図表

【市内図書館の利用状況】



施策の内容

- (1) 生涯学習体制の充実 担当課：社会教育課
- あらゆる市民に向けて、それぞれの習熟度に応じた多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくことができる環境づくりに努めます。
- (2) 生涯学習事業の充実 担当課：社会教育課
- だれもが学習活動に参加できるよう、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努めます。
- (3) 図書館事業の充実 担当課：社会教育課
- 蔵書の充実を図り、市民と本（資料）を結びつける活動を活発に展開することで、読書を推進します。
- 読書への関心を高めるため、乳幼児を対象とした「子ども読書ふれあい事業」を行うとともに、「たつの市子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校・園、図書館などが連携した読書活動の推進に取り組みます。
- 電子図書館（インターネット上で電子書籍を利用できるシステム）を構築し、サービスの拡充を図ります。
- レファレンスサービス⁶⁰、インターネットを利用したサービス、市内を巡回する移動図書館などの市民サービスに努めるとともに、情報拠点としての機能を発揮し、生涯学習の一端を担います。
- 播磨圏域8市8町の広域利用により利便性の向上に努めます。

⁶⁰ レファレンスサービス：利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報あるいは必要とされる資料を検索・提供・回答するサービス

(4) 生涯学習施設の整備 担当課：社会教育課

○関連施設の耐震補強を進め、安全で快適な生涯学習活動ができる環境整備に取り組みます。

○地域のニーズや社会情勢に応じた適正な社会教育施設のあり方、配置について検討します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・学習活動を通じて様々な知恵や知識、教養を身につけ、心豊かな生活を実現しましょう。	・だれもが学び、経験を積む機会を提供するとともに、学習に対する意欲や関心の喚起に努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
図書館の年間貸出冊数	冊	529,107	550,000
平成 33 年度目標値の設定理由	過去 5 年間の推移により設定		
図書館主催事業の年間参加人数	人	2,802	3,000
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値の 200 人増を目標に設定		

関連する計画

計画名 たつの市子どもの読書活動推進計画

期 間 H29 ～ H33



■中央公民館赤とんぼ学園



■小宅公民館まつり（作品展）



■移動図書館車「かわちどり」

第2節 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

施策30 スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本方針

市民の体力の向上や健康づくり、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを目的に、各種スポーツ教室・大会等を開催し、家族・世代間の交流を図るとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努めます。また、西播磨の中核都市に相応しい規模の総合的な運動公園の整備を目指します。

実施状況と課題

- ニュースポーツの普及やスポーツクラブ21の活発な活動等が行われていますが、年間を通じて活動場所の確保が課題となっており、施設の老朽化により年々修繕料が増加し、改修等の工事が必要とされる既存施設が多い状況となっています。
- 競技種目ごとの正式なスポーツ施設がなく多目的の運動公園が多いため、1か所に集中する運動公園の建設が望まれています。
- 体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブ21等スポーツ団体との連携を保ち、スポーツを通して青少年の健全育成や地域づくりに努めています。
- スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、時代に即した情報提供に努め、指導者の発掘・育成やスポーツ関係団体との連携を強化し、支援していく必要があります。
- スポーツクラブ21は各小学校区を対象に設立していますが、人口等の地域差が大きく、活動自体にも大きな差があります。
- たつの市の観光資源を生かした、観光及びスポーツ振興の相乗効果を目的として「スポーツツーリズム事業」を開催しています。



■たつの市梅と潮の香マラソン大会



■たつの市民体育大会総合開会式



■スポーツ教室

施策の内容

- (1) スポーツ施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 担当課：体育振興課
- 公式試合が開催可能なスポーツ施設の整備を目指し、スポーツ交流が盛んな環境をつくるため、本市にとって最良の手段を調査・研究します。

(2) 既存施設の維持管理 担当課：体育振興課

○既存施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、安全・安心な施設を維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーションの普及推進 担当課：体育振興課

○市民ニーズに適した各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域スポーツ推進事業としてノルディックウォーク等の普及を推進します。

○市の広報誌やホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

(4) スポーツクラブ 21 の支援 担当課：体育振興課

○市内小学校区を対象に設立されたスポーツクラブ 21 において、子どもから高齢者まで幅広く参加できるスポーツ活動が展開できるよう支援します。

(5) 関係団体との連携 担当課：体育振興課

○体育協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、障害者スポーツ団体等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通じた交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。

(6) スポーツツーリズム事業の推進 担当課：体育振興課

○たつの市の観光資源を生かした「梅と潮の香マラソン大会」「たつの新舞子ビーチカップ大会」などを開催し、たつの市の魅力を全国に発信し、観光及びスポーツ振興を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・スポーツ活動に率先して参加し、生きがいきづくり、健康づくりに努めましょう。	・スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
スポーツ施設の年間利用者数	人	516,842	530,000
平成 33 年度目標値の設定理由	過去 5 年間の推移により設定		
市民体育大会の年間参加人数	人	4,929	5,000
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を維持		



■野見宿禰杯わんぱく相撲大会



■たつの新舞子ビーチカップ

第3節

歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

施策31 歴史文化遺産の保全と活用

基本方針

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努めます。

実施状況と課題

- 市内の歴史文化遺産の調査を進め、指定制度等を活用し、文化財保護施策を展開しています。
- 歴史的景観形成地区⁶¹において町並み整備事業により、歴史的建造物の保全を図り、同建造物を活用した出店が増加しています。
- 空き家・空き地が増加し、歴史的町並みが損なわれつつあります。
- 龍野地区において、重要伝統的建造物群保存地区⁶²の選定に向けた取組が始まっています。
- 文化財の保存・活用については、所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。
- 歴史資料館等については、学習の場としての設備の充実や管理運営の効率化が求められます。



■国指定重要文化財 賀茂神社



■景観形成地区（龍野）

施策の内容

(1) 歴史文化遺産の再発見・・・・・・・・・・・・・担当課：歴史文化財課

- 市域の豊かな自然と歴史を物語る多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努め、文化財としての保存・活用を行います。

(2) 文化財の保存・・・・・・・・・・・・・担当課：歴史文化財課

- 重要な歴史文化遺産の文化財指定等を推進し、各種の文化財保護施策に基づき、適切な保存・整備を実施しながら幅広い活用を目指します。
- 文化財情報の発信と顕彰に努め、市民とともに歴史文化遺産を未来へ継承します。

⁶¹ 歴史的景観形成地区：伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域として県「景観の形成等に関する条例」の指定を受けた地区

⁶² 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物及び一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市が指定した区域のうち価値が特に高いものとして国が選定した地区（文化財保護法）

(3) 文化財を活用したまちづくり 担当課：歴史文化財課

- 文化財を地域資源と位置付け、これらを活用した多様な事業やイベントを展開します。
- 地域と行政が連携しながら、市民とともに歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進します。

(4) 歴史資料館の活用と整備 担当課：歴史文化財課

- 市内に点在する資料館の管理運営を効率的に見直し、魅力ある展示等の事業を実施します。
- 設備の充実・改修などを検討し、創意工夫によって市民に親しまれる資料館を目指します。

(5) 歴史的町並みの保全 担当課：まち未来創造課

- 「龍野地区」「室津地区」の歴史的景観形成地区は、本市の歴史と文化の象徴であり、その貴重な歴史的町並みの保存と整備を進めます。
- 龍野地区において、全市的な理解と協力のもと、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・文化財を地域の宝と位置付け、保存と活用を推進しましょう。 ・歴史的建造物の保全に努め、歴史的町並みを大切にしましょう。	・文化財の保存や継承に対し、積極的に支援しましょう。 ・歴史的建造物を活用しましょう。 ・歴史的建造物を保全するため、建築技術の継承に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
指定文化財総数（国・県・市指定、国登録）	件	94	97
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		
資料館・埋蔵文化財センター等の年間来館者数	人	22,935	25,000
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		



■国指定史跡 新宮宮内遺跡



■埋蔵文化財センター

第3節 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

施策 32 芸術文化活動の振興

基本方針

これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民と共に実施し、「たつの」の良さへの意識の
かん養を図ります。また、文化団体の支援や市民の文化活動を支援し、市民主体の芸術文化振興事業を幅
広く醸成します。

実施状況と課題

- 「童謡の里宣言」に即した「三木露風～新しい童謡コンクール～」、「童謡の祭典」を開催し、童謡の普及、創造に努めるとともに、市民の創作作品を公募する「たつの市美術展」、文化協会を中心に企画運営を行う「たつの文化祭」、市内で活動する音楽団体が出演する「たつの市音楽祭」など、芸術文化の振興に努めています。
- 各分野で文化活動を行っている市民の発表の場づくりには貢献しているものの、新たに文化活動を始めたい市民への啓発に努める必要があります。
- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールは、開館から年数が経過しており、赤とんぼ文化ホールでは、大規模な設備の更新を行い、文化拠点としての更なる事業展開が必要です。



■たつの市音楽祭



■たつの市美術展

施策の内容

(1) 地域文化の継承 担当課：社会教育課

- 童謡をはじめとする文化を継承していくため、文化人の顕彰や広報活動、市民の文化活動の支援を行い、文化振興事業の充実に努めます。

(2) 文化・芸術公演事業の実施 担当課：社会教育課

- 赤とんぼ文化ホールとアクアホールでは、市民参加型やふるさと出身アーティスト支援の事業展開を行い、文化振興と文化交流の拠点施設として幅広い事業を展開します。

(3) 地域文化の展開 担当課：社会教育課

- 既存の文化活動を継承しつつ活動の連携と調和を図り、加えて新たな市民の参加を促し、次への文化の展開につなげていくことで、活力ある文化振興事業を実施し、文化都市「たつの」を発展させていきます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・心豊かな生活を実現するため、文化・芸術活動への参加及び鑑賞の機会を持ちましょう。	・文化イベントへの参加啓発をしましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
総合文化会館主催事業の年間来場者及び施設利用者数	人	133,244	145,000
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値の 10% 増を目標に設定		
たつの市美術展におけるたつの市民の出品点数	点	163	180
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値の 10% 増を目標に設定		



■三木露風賞 新しい童謡コンクール入賞詩発表会



■アクアホール



■赤とんぼ文化ホール

第4節 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

施策33 人権教育・啓発の推進

基本方針

「人権尊重都市宣言」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、同和問題をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解消を目指します。また、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築くため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。

実施状況と課題

- 「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、8月を推進強調月間とし、中央大会を開催しています。
- 人権関係団体と連携し、人間の尊厳が大切にされる明るく住みよいたつの市を築くための啓発活動を展開しています。
- 人権教育の推進や人権意識の高揚のため、「人権教育実践発表会」や「人権を考える市民の集い」等を開催し、公開保育・授業や講演会等を実施し、広く市民に学習の機会を提供しています。
- 各種取組による市民の人権意識の高揚は十分に実現しておらず、研修等の参加者の固定化がみられます。



■「人権文化をすすめる市民運動」中央大会

施策の内容

- (1) 人権文化をすすめる市民運動の展開・・・・・・・・・・・・・担当課：人権教育推進課
- 「人権文化をすすめる県民運動」と呼応し、8月を推進強調月間として、人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図ります。
 - 中央大会のみならず、実践発表会や人権を考える市民の集いを各地区で開催し、公開保育・授業、グループ学習、講演会等を実施し、広く市民に学習の機会を提供します。
- (2) 学習活動の推進・・・・・・・・・・・・・担当課：人権教育推進課
- 学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、地域教材や学習方法の研究・開発を行うとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。
 - 関係機関との連携を深めながら、人権感覚を磨き、行動につながるような講座や研修会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。

(3) 指導者の育成……………担当課：人権教育推進課

○同和問題をはじめ、いじめや虐待、風評被害、インターネットや携帯のメール・SNS⁶³による悪質な書き込み、性的マイノリティ⁶⁴やヘイトスピーチ⁶⁵などの新たな人権課題等、様々な人権課題の解決に向け、人権教育アシスタント・人権教育推進委員を委嘱して指導的力量を高め、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

(4) 教育集会所・隣保館活動の充実……………担当課：人権推進課、人権教育推進課

○周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、生活上の相談事業をはじめ、人権講演会や交流学習会、人権交流推進事業など人権課題の解決のための各種事業の取組を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしましょう。 ・人権についての学習会等に積極的に参加し、関心を持って取り組みましょう。	・自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら学習会を実施し、人権意識を高めましょう。 ・各種団体が実施する学習会の充実を図るため、様々な研修の機会に参加し、その手法等を積極的に学びましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
人権に関する研修会・学習会の参加率	%	29.1	30.0
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		
教育集会所・隣保館の利用率	%	67.4	70.0
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		

関連する計画

計画名 たつの市人権施策推進指針

計画名 たつの市人権施策推進指針実施計画

期間

H29 見直し
H30 改訂

■人権教育アシスタント研修会

⁶³SNS：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

⁶⁴性的マイノリティ：同性愛者、両性愛者、性同一性障害のある人など、性的少数者のこと。

⁶⁵ヘイトスピーチ：特定の人種や民族、宗教などの少数派に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。

第4節 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

施策34 男女共同参画社会の形成

基本方針

男女共同参画社会の実現に向けた啓発や、家庭、地域、企業における意識改革を促すとともに、女性が活躍できる地域社会の形成に向けた取組を推進します。

実施状況と課題

- 女性の就労に係るセミナー及び相談事業を実施していますが、参加者を増やす取組が必要です。
- 市の各種審議会等での女性委員の構成比率が低いため、更なる女性の社会参画の推進が必要です。
- 男女が共に仕事と家庭や地域活動での調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、共に働きやすい環境をつくる必要があります。
- 女性活躍推進法⁶⁶の全面施行に伴い、女性が職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できるようにする環境づくりの取組が必要となっています。



■女性のための働き方セミナー

施策の内容

- (1) 男女共同参画社会の形成・・・・・・・・・・・・・担当課：人権推進課
- 「たつの市男女共同参画プラン⁶⁷」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、情報誌の発行による啓発をはじめ、女性の社会進出支援に係るセミナーの開催など、総合的かつ計画的な取組を推進します。
- (2) 女性参画の推進・・・・・・・・・・・・・担当課：人権推進課
- 市政検討の場になる審議会等への女性の登用について、女性委員の割合を高め、市政への参画を推進します。
 - 地域の様々な公共的団体において、女性が参画する機会の確保に努めます。
- (3) ワーク・ライフ・バランス⁶⁸の推進・・・・・・・・・・・・・担当課：人権推進課
- 家事・子育て・介護は、女性に過重な役割が担われているため、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。
- (4) 女性が活躍できる社会づくり・・・・・・・・・・・・・担当課：人権推進課
- 女性活躍推進法の目的達成のため、特定事業主行動計画⁶⁹の推進を図るとともに、一般事業主への女性活躍社会の構築に向けた情報提供等に取り組みます。

⁶⁶ 女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権尊重と少子高齢化の進展、その他の社会経済情勢の変化に対応できる社会を実現することを目的とする法律

⁶⁷ たつの市男女共同参画プラン：男女が共に平等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合える社会の実現を目指し、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてたつの市が策定したもの。

⁶⁸ ワーク・ライフ・バランス：働く人々の意識が、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）をバランス（調和）させて、性別や年齢に関わらず、だれもが働きやすい社会の仕組みをつくること。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・男女が共に考え、共に担う社会づくりを進めましょう。 ・仕事と家庭・地域生活の両立ができるよう事業所等に働きかけましょう。 ・女性が活躍する意義を理解しましょう。	・男女共同参画教育を推進し、性別による差別的取り扱いをなくしましょう。 ・男女共に働きやすい職場づくりに努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
市審議会の女性委員の構成比率	%	18.2	30.0
平成 33 年度目標値の設定理由	国の目標値から設定		

関連する計画

計画名	第2次たつの市男女共同参画プラン	▶	期間	H29～H38
計画名	たつの市特定事業主行動計画	▶	期間	H28～H32

関連図表

【市審議会の女性委員の構成状況の推移】

年度	市審議会の総数		委員の延人数（人）	うち女性委員の人数（人）	女性委員の構成率（%）
	女性委員が参画している審議会の数				
平成 23 年	28	25	557	93	16.7
平成 24 年	29	26	587	92	15.7
平成 25 年	26	23	549	86	15.7
平成 26 年	27	23	575	102	17.7
平成 27 年	31	26	605	110	18.2

【女性委員の構成率の推移】



⁶⁹ 特定事業主行動計画：女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関等で、政令で定めるものが、事業主行動計画策定指針に基づいて定めなければならない計画